

# 大津市コミュニティセンター条例の 一部を改正する条例の制定について

市民部 自治協働課



## 2 大津市コミュニティセンター条例の改正

### (改正内容)

### 大津市コミュニティセンター条例の施行期日の撤廃

#### (施行期日の見直し理由)

令和5年度から、大津市自治連合会、まちづくり協議会、市議会等との間で意見を交換し、移行に係る成果や課題等について整理してきた。

その結果、地域において、コミュニティセンターを活用した多様な主体による協働のまちづくりを持続可能な形で推進していくためには、まちづくりの在り方について、地域において必要かつ十分な議論がなされ、住民の理解と納得が得られることが重要であるとの観点から、コミュニティセンターに移行する時期については、市が一律の期限を設けるのではなく、時間を要したとしても、それぞれの地域の実情や特色に応じて地域住民が主体的な判断をし、その結果を尊重することが適切であるとの結論に至った。

※社会情勢の変化やコミュニティセンターへの移行、運営の状況に応じ、一定期間ごとに成果と課題を振り返り、検証を行う必要がある。このことは、令和7年度に策定する「大津市協働のまちづくり推進計画改定計画」において、体系的に進捗管理を行う。

## 大津市コミュニティセンター条例 抜粋

### 附則

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は~~同日から令和7年4月1日までの間において~~それぞれ規則で定める日から施行する。

※次の各号に掲げる規定・・・35学区に設置する公民館のコミュニティセンターへの移行に伴う、施設の名称及び位置、公民館の廃止、会議室等の使用料を規定。